

会 議 記 録

会 議 名	令和6年度第1回菊川市子ども・子育て会議
日 時	令和6年7月12日（金） 午後6時00分～午後7時20分（1時間20分）
場 所	東館3階E301会議室

■出席者	鈴木委員、勝又委員、板倉委員、藤谷委員、大林委員、妻木委員、望月委員、落合委員、藤田委員、黒田委員、深津委員、藤原委員、榛葉委員、増田委員、土肥アドバイザー 森下こども未来部長、諏訪部健康福祉部長、岡本教育文化部長、西川こども政策課長、松村統括園長、佐藤こども政策課長補佐、木下幼保こども園係長、赤堀こども政策係長、吉川、堀川子育て応援課長、武藤子育て応援課主幹兼こども保健係長、濱野家庭支援係長、ランドブレイン(株)名田氏
■説明内容 (西川課長)	開会
(森下部長)	挨拶
(森下部長)	委嘱状交付 委員を代表して増田委員へ委嘱状を交付
(西川課長)	委員紹介、事務局自己紹介 出席委員の確認（15名中14名の出席）、審議会の成立宣言、資料の確認
(鈴木会長)	会長、副会長の選出 事務局案により、会長を鈴木委員、副会長を勝又委員に決定 改めまして、皆さん、こんにちは。 ただいま、本会議の会長を仰せつかりました、常葉大学短期大学の鈴木でございます。 私は、子ども・子育て会議が開始した当初からずっと会長として携わらせていただいております。事務局の方も人事異動があつて変わるのに私だけずっとここに居続けていいのかという思いも持っている。しかし、今日は改めて継続の委員の方もいらっしゃいますしフレッシュな皆さんの自己紹介をお伺いして本当に菊川市って人材が豊富だなと改めて思わせていただいた。こういう形で新しくスタートできることをわくわくしている。 今日は事務局の説明が中心になるかと思うが、本年度は「こども計画の策定」に関する審議を行うなど、この会議の場で協議すべき事項が広がっている。本年度は「こども計画」の策定に関する審議を行うなど、この会議の場において協議すべき事項が広がり、より広範なご意見を伺う必要がある。ここにお集まりの皆様は、それぞれの分野・お立場で「子育て支援」や「こども・若者のまちづくりへの参画」などに、ご活躍いただいている方々と伺っている。 高校生・大学生の方々も、皆さんの「想い」や「感じたこと」を、飾らない言葉で発言してくれることを期待している。高校生・大学生をお招きしたことも大変意味があることだと思っている。先ほど仰っていただいたけれどもどんどん

	<p>発信していただけると菊川市ももっといい形で未来へ向かっていけるかなと思う。</p> <p>また、本会議のアドバイザーとして、「こども家庭庁の審議会委員」もお務めいただいている「土肥潤也さん」にも加わっていただいております、様々な活動を通して菊川という場所をしっかりと見ていただいているようですので大変心強く感じている。最後になりますが、皆様とこの場でいろいろな意見交換を行う中で、この会が所期の目的を持って運営していくことになるわけですので、そうしたものに繋がっていく、菊川市のまちづくりの一助となることを祈念し、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。</p>
(西川課長)	<p>議事へ移行、進行を会長へ依頼</p>
(鈴木会長)	<p>それでは、協議事項に移ります。</p> <p>協議事項(1)「菊川市子ども・子育て会議」について、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>○子ども・子育て会議についての説明</p>
(佐藤課長補佐)	<p>協議事項1「菊川市子ども・子育て会議について」(資料1)</p> <p>今年から新しく委員になられた方も多く、また、この会議で協議していただく内容も広がったことから、会議の位置付けや役割、本年度の開催予定等を説明し、改めて、皆様と共有したいと考えている。</p> <p>(1)「菊川市子ども・子育て会議」の位置付け・役割等について</p> <p>①「菊川市子ども・子育て会議条例」について、</p> <p>資料に記載のとおり、この子ども・子育て会議は、菊川市の条例に基づき設置された会議となる。また、先ほど申し上げたとおり、この会議で協議していただく内容が広がったことにより、今年6月の市議会定例会において、赤字で示したとおり、条例の一部改正を行っている。</p> <p>それでは、条文に沿う形で、子ども・子育て会議の位置付け・役割等について、特に【ポイント解説】として四角で囲った部分を中心に説明する。</p> <p>第1条では、この会議の法的な設置根拠について定めている。</p> <p>この「子ども・子育て会議」は、これまでは、「子ども・子育て支援法」に基づく会議だったが、今回の改正により、「こども基本法」をその根拠に追加した。本日、新たに委員になられた方の机の上には、「子ども・子育て支援事業計画」の冊子を置かせていただいたが、昨年度までは、この計画に関することが、この会議の主な協議事項であった。</p> <p>本年度は、新たに策定する「こども計画」に関する協議を、この会議で行っていただくため、「こども基本法」を設置の根拠に加えたものになる。</p> <p>第2条では、この会議で協議していただく内容、所掌事務について、大きく2つを定めている。</p> <p>1つ目が「子ども・子育て支援法」に基づく事務を処理することである。</p> <p>具体的には、【ポイント解説】の(1)の①から④までに示している。</p> <p>①として、こども園や保育所といった「特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること」</p>

	<p>②として、小規模保育事業所などの「特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること」</p> <p>③として、先ほど触れた「子育て支援事業計画の策定や変更に関し、意見を述べること」</p> <p>④として、「子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、調査審議すること」を挙げている。</p> <p>(2)として、「本年度策定する「菊川市こども計画」の策定や変更に関し、意見を述べることをはじめ、菊川市が行う「こども施策」に関する協議や連絡調整を行うこと」としている。</p> <p>第3条では、この会議の組織について、委員の定数や選出の区分について定めている。先ほどご説明したとおり、今回、「こども計画に関する事務」を会議の所掌事務に加えたことにより、計画の当事者となる「高校生・大学生」を委員に加えるとともに、「こども施策に関する事業に従事する方」や「学識経験のある方」も委員として参画いただけるようにしている。</p> <p>第4条から第7条までは、委員の任期や会長・副会長を置くこと、また、会議に関することや委員以外からの意見聴取などについて、規定している。</p> <p>第8条では、会議に部会を置くことについて、「できる規定」として、「会議の所掌する事務に関して、必要があるときは、部会を設けることができる」と規定している。現時点において、部会の設置は想定していないが、会議の所掌事務は広範なため、より専門的な調査審議が必要な場合は、部会を設置することとしている。</p> <p>(2)「本年度の会議の予定と主な審議事項」について 本年度は、こども計画の策定についてご協議いただくため、回数が多くて申し訳ないが、年間5回の開催を予定している。 第2回以降の開催日程は、現時点では詳細は未定だが、会長・副会長等と調整し、委員の皆様へ通知する。 基本的には、各回平日の午後6時からの開催を予定している。</p> <p>(鈴木会長) 事務局の説明が終わりました。 御質問御意見がありましたら、御発言をお願いします。</p> <p>(全委員) (質疑無し)</p> <p>(鈴木会長) よろしいでしょうか？ありがとうございました。 続きまして、「(2)菊川市こども計画について」であります。 事務局より説明を求めます。</p> <p>○菊川市こども計画についての説明</p> <p>(佐藤課長補佐) 協議事項2「菊川市こども計画について」(資料2) 先ほどから話が出ている「こども計画」について、委員の皆様とイメージを共有するとともに、策定に向けた体制やスケジュールについても説明する。</p> <p>(1)「こども計画」策定の背景・目的について～なぜ今、「こども計画」か？～</p> <p>①「こども基本法」制定の社会的背景について</p>
--	---

これまで、国や自治体等の様々な機関において、子どもに関する施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口の減少に歯止めが掛かっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は、深刻さを増している。

このため、従来、それぞれの法律に基づいて、それぞれの機関において進められてきた、子どもに関する様々な施策の共通の基盤となるものとして、子ども施策の基本理念や基本事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「子ども基本法」が制定され、昨年4月から施行された。

子ども基本法第11条において、国や地方公共団体が、子どもに関係する施策を策定したり、実施したり、評価したりするにあたっては、対象となる「子ども」や「子どもを養育する方」などの意見を聴き、施策に反映させるための措置を講ずるものとする規定が謳われている。

この会議に、高校生・大学生といった若い方々に加わっていただいたのも、この第11条の規定を受けたものであり、市においても、今後様々な場面において、子どもや若者の意見を聴く機会を設けることが求められる。

② 「子ども計画」の策定の目的について

子ども計画は、“子どもまんなか社会の実現”を掲げる国の「子ども大綱」の理念に基づき、「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと」を目的に策定するものである。

子ども基本法第10条には、「市町村は、子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して、当該市町村における「子ども施策」についての計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されており、本市においても、令和6年度に「菊川市子ども計画」を策定する。

この計画は、子ども・若者が「権利の主体」であることを社会全体で共有することを始め、子どもの貧困対策や障がい児支援、ひとり親家庭への支援やいじめ防止といった、子どもを巡る諸課題への取り組みについて、市全体として“横申し”を刺し、もって、子ども施策の総合的な推進を図ることを目的に策定するものである。

③ 「子ども計画」の位置付けについて

市町村子ども計画は、国の「子ども大綱」・県の「子ども計画」を勘案し、策定することになる。また、本市では、「子どもの貧困対策計画」・「子ども・若者計画」・「子ども・子育て支援事業計画」・「次世代育成支援行動計画」を包含する一体的な計画として作成する。

イメージは、図のとおりであるが、かなり広い範囲の計画となるため、策定にあたっては、全庁的な体制で臨んでいく。

次のページからは、委員の皆様は、計画のイメージを持っていただくため、「子ども計画の構成案」を載せている。

ただし、これは、国の子ども大綱や静岡県の子どもの計画の柱建てを参考に、現時点の案をお示ししたものであり、今後変更になる可能性がある。

子ども計画は、第1章から第6章により構成される予定である。

第1章は、「計画策定にあたって」として、計画策定の趣旨や期間などについて、序論的に触れる部分となる。

次に第2章は、「計画策定の背景」として、先ほど申しあげた少子化を始めとした社会的な潮流や課題などについて触れ、菊川市の現状と課題について整理する部分となる。

将来的な人口推計、特に0歳から14歳の「年少人口」に着目した分析を行うとともに、5月に行ったアンケート調査の結果の分析も踏まえ、菊川市の課題を整理する。

なお、このアンケートは、3種類のアンケートからなり、①「就学前のこどもの保護者」を対象としたもの、②「就学児の保護者」を対象としたもの、③「小学5年生・中学2年生・18歳から24歳の若者」を対象としたものに分かれており、それぞれ1,000人を対象に実施した。それぞれの結果を分析し、計画に反映させていく。

第3章は、「計画の基本理念と基本目標」として、「こどもまんなか社会の実現」に向けた計画の基本理念を掲げるとともに、そのための基本目標について触れていく。

第4章は、「こども施策の展開」として、1 ライフステージを通じた施策、2 ライフステージ別の施策、3 子育て当事者への支援に関する施策と3つに分け、記載された項目に対応する市の施策・取り組みを掲載する。

第5章は、「こども施策を推進するために必要な事項」として、1 こども・若者の社会参画・意見反映、2 こども施策の共通の基盤となる取組について、記載された項目に対応する市の施策・取り組みを掲載していく。また、3 施策の推進体制、4 数値目標の設定と進捗管理、5 国・県との連携について、必要な事項を掲げていく。

特にこの第5章は、「こども基本法」の目的や趣旨を受けた部分であり、新たに取り組むべき項目を含め、市としての施策を掲載する予定。

第6章は、「量の見込み」と「確保の方策」として、従前の「子ども・子育て支援事業計画」にも掲載されている、保育園や認定こども園といった「教育・保育施設」の利用見込みや、延長保育事業や放課後児童クラブ事業といった、「地域子ども・子育て支援事業」の利用見込みなどを掲げ、そのニーズに応える方策についても掲載していく。

(2) 「こども計画」の策定体制及びスケジュールについて

「こども計画」の策定にあたり、庁外・庁内の多層的な組織で取り組んでいくこと、そして、そのスケジュールについて概略を説明する。

「こども計画」を策定するための組織として、4つの枠で括られた図をご覧ください。

①は、こども・若者当時者や関係団体の方、学識経験者等が参画する組織【庁外組織】として、「子ども・子育て会議」と「こども・若者参画協議会」の二つの組織を挙げている。この「こども・若者参画協議会」は、まちづくりに関心がある高校生や大学生を中心に、教員や企業、NPOなどの方々に構成され、特にこども・若者からの意見聴取や支援方法などについて協議し、こども計画への反映に関しても、提言を行っていただくことを目的とした組織である。こちらは、市役所の地域支援課が事務局となり、すでに会議を重ねている。

②は、こども計画の策定及びこども施策の推進を図るための全庁的な組織【庁内組織】として、副市長を本部長とし、部長級職員で構成する「こども施策推進本部会議」と、その下部組織として、ワーキンググループ的に実務を担う「こども施策庁内推進実務検討会」の2つの組織を新たに立ち上げた。

これらの組織が有機的に機能するため、実務検討会で協議した内容に、参画協

議会からの提言も踏まえた形で、本部会議に諮り、そこで承認された内容を「子ども・子育て会議」にお諮りしていく。
こうした庁外・庁内の多層的な組織体制により、こども計画の策定はもとより、本市のこども施策の推進を進めていく。

③は、「こども計画」の策定に向けた主なスケジュールとなるが、表の2段目、「計画策定作業」と3段目の「子ども・子育て会議」の部分をご覧いただきたい。

「こども計画」の策定作業に関しては、10月には計画の素案をまとめ、それを11月に予定している第3回の「子ども・子育て会議」でご意見をいただき、市議会の全員協議会でご説明したあと、パブリックコメントにより、市民の皆さんからご意見をいただく。

その後、年明けの第4回「子ども・子育て会議」で、パブリックコメントやこども・若者からいただいた意見を踏まえた計画案をお示しし、ご承認いただければ、3月に策定・公表と進めていく。

(3) 菊川市における「こども・若者のまちづくりへの参画」の主な取り組みについて

こども家庭庁の設立やこども基本法の制定など、昨今、国において、「こども・若者を真ん中に据えたまちづくり」や「こども・若者の意見のまちづくりへの反映」といった動きが活発になってきた。

本市においては、本日もアドバイザーとしてご出席いただいている土肥様のお力添えもあり、こどもや若者がまちづくりに関心をもち、自らが実践したり、市に提言し、実際に施策に反映させるといった動きが早くからあった。

記載している①中学生ふるさと未来塾や②高校生ふるさとセミナー、③きくがわ高校生まちづくりスクールなどは、その一例である。

令和5年度は、こうした動きがさらに活性化する年となった。

①の「菊川まちづくり部が始動！」は、市民協働センターがサポートし、「自分たちの住みたいまちを自分たちで創っていく」ことをも目的に、中高生・大学生を中心としたメンバーが活動を開始した。複数のグループに分かれ、それぞれが考えるまちづくりや賑わいの創出に関する活動を実践した。

②の「全国初 菊川市こども・わかもの参画宣言を市長が宣言」は、これまでの「こども・若者のまちづくりへの参画」に対する取組みが評価され、ご存じの方もいらっしゃるかと思うが、昨年11月に全国規模の「わかものまちサミット2023」が本市で開催された。このサミットは、土肥さんが代表を務める「NPO法人わかものまち」が主催するイベントで、第1回が名古屋市・第2回が京都市という大きな都市で開催され、第3回が菊川市での開催となった。全国から若者のまちづくりに取り組む若者当事者や支援者、自治体関係者らおよそ250人が参加した。

このサミットのクロージングセッションにおいて、長谷川市長から全国初となる「菊川市こども・わかもの参画宣言」を発表し、「全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ当たり前に参加・参画できるまちを創る姿勢」を明確にした。

また、本年度の施政方針の中にも、「菊川市こども・わかもの参画宣言」に込められた“想い”を形にする取組を進めていくことが盛り込まれたことも、大きなトピックであると考えている。

<p>(鈴木会長)</p>	<p>最後のページには、「菊川市子ども・わかもの参画宣言」の宣言文を掲載している。 この宣言文の一字一句についても、土肥さんや勝又副会長も参画いただいた「子ども・若者参画協議会」で喧々諤々の議論が交わされたと伺っている。</p> <p>事務局の説明が終わりました。ここで、本会議のアドバイザーであり、子ども家庭庁の「子ども家庭審議委員」をお務めいただいております「土肥潤也様」より、コメントをいただきたいと思います。 土肥様、よろしくお願いいたします。</p>
<p>(土肥アドバイザー)</p>	<p>いろいろなことがあると思うが、特に3点に絞ってお話します。 1点目としては、先ほど丁寧な説明があったので理解されたと思うが、大きく子ども施策が転換したというふうに考えている。子ども大綱・子ども基本法ができて一番強調されているのが、子どもの権利という考え方。子どもの権利条約は日本で1994年に批准をしており、今年が批准から30周年にあたる。ただ、批准をしている国は定期的に国連子どもの権利委員会から検査を受けるのだが、実は最後の検査で5回目の検査である2019年にけっこう怒られていた。というのは子どもの権利条約に批准しているけれど、まったく実態を伴っていないんじゃないかということで怒られていた。それは法的な仕組みも整っていなかったということだった。</p> <p>それが昨年施行された子ども基本法によって子どもの権利の考え方というのがきちんと明記されることになって、どちらかというとこれまで子ども・若者は保護される対象というような考え方がメインだったんだけど、明らかに今回は子ども・若者が主体であるというふうに位置づけられた。それを象徴するのが第11条の子どもの意見反映の義務化ということかなと思う。</p> <p>2点目は、子ども・子育て会議の取り組む範囲についてその網羅性が課題になると思われる。これまで子ども・子育て会議に昨年も参加されていた皆さんにとっては子ども・子育て支援事業計画みたいの数値目標を決めたりする、わりと事務的な内容が多い会議だったのではないかなと思う。今回子ども計画に変わるし、この菊川市の条例改正をして、子ども・子育て会議の議論する範囲というのもより範囲を広げるというようになっているので、そういった意味ではあらゆる子ども・若者に関わる事柄が会議の中の議題として上げられるんだろうと思う。そうするとどうしても一つ一つが深まっていかないというような課題があるんだけど、いろいろなものをテーブルに上げていただくということが、重要なのかなというふうに思うし、逆に言うと今までテーブルに上がってこなかったような論点というのも市の計画の中に位置づけて行ける可能性があるという意味では、むしろ今まで取りこぼしていた視点というのもこの会議の中で議論していければいいのではないかなと思っている。</p> <p>3点目は、特に子ども基本法で重視されている子どもの意見反映と社会参画というところ。これは菊川市が子ども・若者参画宣言というのを昨年度なされているということにも繋がってくるかなというふうに思うし、これはよく行政の、市役所の方とも話すけれど全国的に菊川市の取組というのは非常に今注目されている。市民協働センターがハブとなって取り組んでいることは本当に全国から視察が集まっていて注目をされているところである。一方で、まだまだ子どもの意見反映・参画というのを考えたときに例えば今どちらかというと高校生以上が対象となったような取り組みが多い状況にあるので、小中学生、もっと言えば乳幼児の子どもたちの声をどういうふうに施策に反映させていくかということも考えなければいけないという風に思うし、いわゆるそのままの状況だとなかなか声が聞かれない、聞かれにくい子ども・若者も地域の中にはたくさんいるので、そういった子どもたちの声が比較的今まちづくり活動という形で比較的元気な子どもたちが出てきていろいろやっている、それはそれで地域に</p>

<p>(委員)</p>	<p>とって素晴らしい事だと思っただけけれども、一方で本当は聞いてほしいけど聞かれない声ってたくさんあるのではないかとというふうに考えると、そういった声をどういうふうに聞いていくのか、集めた声をこの会議の中で拾っていきながら、どのように施策に反映させていくのかというのも重要な論点になるのではないかと思う。そういう意味でいろいろな子どもたちと関わっておられる皆さんがこの会議に参加しておられるので、そういった声もぜひ集めてきていただいてこの会議の中で紹介して頂きたいと思うし、ここにも高校生、大学生がいるんですけども、他の高校生、大学生あるいは小学生、幼稚園児、保育園児でもいいけど実際にここにきて発言するというのも条例上できるようになっているので、そういったことを含めて検討ができれば良いと思う。</p> <p>今日、高校生、大学生の委員が会議に参加してくださっていて、こういう会議に参加するのは初めてだと思うのだけれども、せっかくなのでこのこども・若者の施策の中で特に意見として言いたい事だったり、今思っていることを一言ずついただきたい。</p> <p>今回、子ども・子育て会議に参加させていただいて、今日はまちづくりに対して大学生の視点から声を届けられたらいいと思って紹介させていただく。私は菊川市のまちづくり部に入っていて、ハピネスわかさく農業というチームで活動している。この活動では、私たちの食生活を支える菊川市の農業をこれからも活気に溢れながら続けられるように農業に関心を持つ人を増やしていくことをチーム目標にしている。その中でも若者を対象として、農業事業を実態に合わせて活動を行っていきたいと考えている。若者のための農業事業のアイデアを考えていく中で、菊川市の食や農業について自分たちがその場に行ってみたり、体験することを今始めている。菊川市で行っている事業や飲食店について調べてみると、自発的に調べてみるからこそ知った菊川の特産物とか菊川ならではの行われていることなどに触れることができた。せっかく素敵な事業やお店があっても単発的であったりお店が点在していたりしていると、菊川市全体の魅力に繋げるのはなかなか難しいのではないかと思う。「ここのお店に行きたいけど、行った後どうしようかな」とか「電車で来てくれた市外の友達と遊びたいけれど、駅前に遊べる場所があったっけ？」という話題になる。魅力ある自然豊かな場所や西口に最近新しくできたカフェなど、気軽に向かうことができるような交通手段があれば足を運んだ人が菊川市の魅力を体感してくれるのではないかと思う。何回か訪れるきっかけがあることで、市外に出た私のような学生はいつか菊川市に戻ってきたいと思うはず。そのためには子ども・若者の意見や菊川市民の声に耳を傾けていただき、市民とともにまちづくりを行う機会が増えることが大切だと考える。少しでも声を挙げたことが形となり、事業となって、それらを体感することによってみんなの声がどんどん集まって菊川市のまちづくりに自分事として行動を起こすような市民が増えていくと思う。市民の声がたくさん聞こえて、市民の主体的な活動が見られるようになったら、持続可能なまちになっていくと思われる。</p> <p>声を上げる環境についても、このような機会をいただけることは大変ありがたいが、菊川市に住んでいた人々がまた帰ってきたいと思うには、市外・県外にいる人が気軽にどこからでも意見を伝えられるようなSNSなどのツールが必要だと思う。私も少しどんなツールがあったらいいか考えたのだが、掲示板とか書き込みなどフランクな形も良いか考えた。市民と行政の繋がりに加え、市民同士の繋がりも生まれてくると思う。市民同士で意見が合って、協力し合えて活動に繋がったら良いのだが、上手くいかなかったときは、そのツールを管理することが難しいことが懸念点として挙げられる。この点に関しては、私の活動しているまちづくり部のユースボイスというチームに意見を聞いて子どもや若者の意見を聞くこと、そしてそれらを反映していくことができる手段につ</p>
-------------	---

<p>(委員)</p>	<p>いて考えていくことを今後の目標にしていきたい。 少しずれてしまったが、これから子ども・子育て会議に参画していくなかで、子ども・まんなか社会に向けて、子どもと大人のまんなかである若者として、これからは菊川市に住む子どもに関わる課題についてこれからは皆様と共に考えていきたいと思う。</p> <p>私はまちづくりに子どもや若者の意見、声を反映させるために、WEBアンケート、SNSを利用するべきだと思った。近年、小中学校ではiPadの導入により、SNSは子どもたちにとって身近な存在となっている。なのでSNSを通じて、子どもにもまちづくりに関心を持つ機会を与えることが大切だと考えた。そして子どもや若者の意見を反映させることができれば地域全体が活性化されて子どもやお年寄りの方などどんな人でも住みやすい環境のまちになると思う。それで私はこのような地域の人とのかかわりが絶えないまちになってほしい。そして私は市外への進学後、いずれは菊川に帰ってきたいと思っている。菊川は駅周辺に商店街などが集まっていて生活の利便性が高く、自然豊かな素敵なまちだと思っている。なので、市外から多くの人に住んでもらうためには、駅周辺で子どもが楽しめるイベントや行事などを考えて子どもと大人が交流できる場を作っていくことが大切であると考えた。これから、まちづくりを皆さんと子ども・若者に向けてのまちづくりの計画ができるように私も頑張っていきたい。</p>
<p>(委員)</p>	<p>私はこの会議を通して、菊川市以外の方がわざわざ菊川市に来たいと思えるまちづくりをしていきたいと思う。駅があるのでそこを中心として他の市の方が訪れることができるようなイベントを開催したりとか、SNSで菊川市にはこんなお店があると情報発信をしていったりすると菊川市全体がだんだんと盛り上がっていくのかなと思う。学生という立場からしたら、バスの値段は私の家から駅に行くのに片道1000円近くかかってしまうので、その値段とか図書館の学習スペースの充実をしてほしいと思う。この会議に参加するときに、家族や友達といったいろいろな人に、菊川市にどうなってほしいかとか何が足りないか聞いてみたら、「イオンやイケアのような大型ショッピングモール」がすぐ出てきたが、同じ習字教室に通っている小学生からは「公園はたくさんあるけれど遊具が少ない」、「日影が少なく暑くいつも占領されてしまう」とかそういう声を聞いた。自分だけでは分からないこともあるので、この会議に参加するなかで色々な人に聞きながら私も自分の意見を発信していきたいと思った。</p>
<p>(鈴木会長)</p>	<p>思わず聞き入ってしまいましたね。溢れ出るいろいろな想いがあるかと思いますが御意見、ご質問あればお願いします。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今回の子ども・子育て会議のテーブルに上がるものにおいて、子ども・若者の課題について一つ一つが深まっていかないというところに非常に懸念を感じた。一つ一つの課題が非常に深刻で重要な課題で、私も頻繁に不登校や発達特性のあるお子さん、学習に困りごとを抱えているお子さんやおうちの方と頻繁に接するが、公的な支援というのはほぼゼロであるのが現状。だから地域の大人が学校や家庭以外の大人が地域で丸ごと支えていかないとその子たちはなかなか生きていけない。これは一つの例だけれども、(子ども・若者に関する議題は)一つ一つ深めていく必要はあると感じている。</p> <p>2つ目は、中学生以下の意見反映もなかなかないことについて。なかなか小学生や中学生が自分の言葉で意見表明をするのは難しい事でもあるのかと思うのだが、いろいろな形で地域と繋がったりして、時間をかけて子どもたちと関係を結ぶ中で、ぽつぽつ本音が出てくる。表現力は充分じゃないけれど、話をしている中で本音が出てくることがあるので、そういう声をしっかりつかまえて、お伝えしていければいいと思う。</p>

<p>(土肥アドバイザー)</p>	<p>3つ目は意見が聞かれにくい子どもの声について。たとえば不登校や発達特性のあるお子さんが、抱えている困りごとを言語化するのはものすごくハードルが高いことであって、「自分はこういうことに困っているんだから、こういうことを助けて欲しい」ってなかなか言えない。そのような声を、時間をかけて関係性を作りながら救い上げて現場に伝えていき、現場で対応できるようにして貰ってもらうということを粘り強くやっていかないと、子どもたちの居場所というものはだんだん無くなっていってしまう。追い込まれる子どもが増えていってしまうと非常に危機感を覚えている。</p>
<p>(鈴木会長)</p>	<p>(課題の一つ一つが) 深まらないという風に表現したのは、若干、そういう部分がある。元々「少子化対策の大綱」、「こどもの貧困対策の大綱」、「こども・若者の育成支援の大綱」と3つ分かれていたものが一本化されたというのが今回のこども大綱で、実は国の議論の中でも、各専門家の方たちからそれぞれが弱体化したのではないかというような意見が出ている。そういう意味では元々それぞれ専門的に議論していたことを全て横串を刺して一体化し、単独で分厚い冊子だったものをひとつの文章にまとめるというのはどうしても(中身が)薄まってしまうということなのだと思う。ただ、今年度に関しては一期目のこども計画ということになるので、まず方向性を示して、2年目、3年目の計画期間中のなかで、中身を少しずつ深めていくというのが大切ではないかと思う。逆に言うと、1年目でそれが議論の論点として挙がってこない、2年目以降も議題に並ばないと思うので、言っていた子どもたちの課題について、ぜひ議論として挙げて深めていくことが必要である。</p>
<p>(委員)</p>	<p>まずはやはりテーブルにとにかく(意見を)上げる。そこから織りなした中でもう一回精査をしていくことが大事。いろいろな話をして満足するだけではもったいない。</p>
<p>(鈴木会長)</p>	<p>発達障がいについて、とても今割合が増えてきている。保育園、幼稚園、小学校とか本当に小さいときからこういう子どもたちが増えてきて、ただそれが本当にその子たちの特性として持っているものなのか、家庭環境によって出てきているものなのかという部分の見極めもすごく難しい状況である。保健士の方に相談しても「お母さんそれは考えすぎ」だと言われてしまった。親が困っていることを伝えるのがすごく難しく、専門家の方にも聞き入れていただけないことが約16年前の菊川市で実際にあった。自分もすごく困って誰にも繋がれず、行政に何もお願いをせずに自分の力で子どもを育ててきているというのもあり、自分と似たような状況のお母さんたちもおそらく草の根的に自分たちでやっていて、意見はどこにも出せていない。でも小学校に行けば困ってしまっ、幼稚園で言えば、幼稚園の先生たちが困ってしまうと言うような実態がある。そういったところの声をどんどん挙げていきたいと思う。また、そういうお子さんたちと一緒にいた高校生・大学生や周りの方はどういうふうに見ていたかとか、支援とは言わないが、どういうふうなお手伝いしてきたりとか助けてあげたりしていたのか。子どもって、学校の先生たちだけの力ではなく、周りの子どもたちの支援で育ってきている部分があるので。そういう、ある意味弱い立場の子どもたちをどういう目で見えてきたか、どのように支えてきたかとか、では子どもを育てていく上でお母さんたちを守るという意味であればこれからどうしたら良いか考えることもできたらいいと感じた。</p>
<p>(鈴木会長)</p>	<p>子どもが置かれる環境、保護者や子どもたちも様々。様々な世代が、高校生・大学生の経験も含めてお話をいただける会になるとより深まっていくのではないかと思います。</p>

(西川課長)	<p>それでは、以上で、本日の協議事項は終了となります。進行を事務局へお返しします。</p> <p>会長ありがとうございました。</p> <p>次に次第の8『その他』となります。</p> <p>次回開催予定ですが、9月上旬に予定させて頂きたいと思います。具体的な日程や会議開催場所等詳細につきましては、おって連絡させていただきます。</p> <p>以上で、令和6年度第1回子ども・子育て会議を終了します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------	---